

議 事 概 要

会議の名称 令和3年度第2回長久手市国民健康保険運営協議会

開催日時 令和3年10月19日(火) 午後1時30分から午後2時15分まで

開催場所 エコハウス多目的室

出席者氏名

被保険者代表委員	松原 純二
国民健康保険医代表委員	塚本 正美
国民健康保険薬剤師代表委員	大木 剛
公益代表委員	土方 義信
公益代表委員	山田 豊美
公益代表委員	篠壁 多恵
事務局 福祉部長	川本 満男
保険医療課長	林 元美
同課長補佐	森 健一
国保年金係長	浜田 のぞみ

傍聴者人数 0名

会議の公開・非公開 公開

議題

- 1 長久手市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 2 長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

問い合わせ先 長久手市福祉部保険医療課国保年金係

電話 0561-56-0618

議 事 録

1 あいさつ 会長 土方 義信

2 議事録署名者の指名

長久手市国民健康保険条例施行規則第6条第2項の規定により、松原純二委員、塚本正美委員を指名。

3 議題

(1) 長久手市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

事務局説明 資料1により出産育児一時金の支給額に関する長久手市国民健康保険条例の改正について説明

質疑応答・意見等

会長 条例が改正されても支給される出産育児一時金の金額は変更ないか。

事務局 産科医療補償制度加入医療機関での出産の場合は変更ない。ただし、産科医療補償制度未加入の医療機関等での出産や海外での出産、また死産となってしまった場合の支給額は、本来分のみとなるので、従来の40万4千円から40万8千円に引き上げとなる。

副会長 条例を見ると、「規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする」となっているが、資料1にある加算分はこの3万円に含まれるのか。

事務局 含まれる。長久手市では規則で3万円の上限のうち、現行では1万6千円を加算している。今回の条例改正に伴い、加算額を1万2千円に引き下げる規則改正を予定している。

委員 規則で加算分を定めるということは、42万円以上の出産育児一時金を支給している市町村もあるのか。

事務局 出産育児一時金の金額は健康保険法により定められているので、全国一律である。基準の加算額を超える分については各保険者の判断で上乗せすることができるが、実際に上乗せしている市町村があるかどうかについては、把握していない。

会長 社会保険などではどのようなか。

事務局 社会保険などでは出産育児一時金に上乗せして付加給付を実施している保険者もあると聞いている。

会長 その他意見がないようなので、諮問事項1 長久手市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、意見なしとし、「諮問のとおり」として市長に答申する。

(2) 長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

事務局説明 資料2により、未就学児の均等割保険税の軽減措置に関する長久手市国民健康保険税条例の改正について説明

質疑応答・意見等

委員 この制度は全国で同じか。

事務局 法律改正によるものなので、全国一律の制度である。

委員 国の方針でそのような改正が行われるというのは、これまでも未就学世代については既存の軽減制度だけでは足りないという議論があったのか。

事務局 社会保険等では子どもをはじめとする被扶養者については保険料はかからない。一方、国民健康保険については0歳の子どもであっても均等割保険税がかかるので、社会保険との違いが議論となっていた。今回の改正は子育て世帯の経済的負担軽減の観点で行われる。

会長 社会保険の場合は企業と被保険者で保険料を折半するが、国民健康保険は、被保険者がすべて支払わなければいけないため、保険料負担率が高くなっているという問題もある。

会長 その他意見がないようなので、諮問事項2 長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、意見なしとし、「諮問のとおり」として市長に答申する。

午後2時15分終了